

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

基本的事項

1 団体の概要

団体名	平泉町	国調人口(H17.10.1現在)	8,819
構成団体名		職員数(H19.4.1現在)	107

注1 団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄は、普通会計の全職員数を記載すること。

2 財政指標等

財政力指数	0.34 (H18)	標準財政規模(百万円)	2,541 (H18)
実質公債費比率 (%)	22.2 (H19)	地方債現在高(百万円)	11,706 (H18)
経常収支比率 (%)	94.1 (H18)	うち普通会計債現在高(百万円)	6,361 (H18)
実質収支比率 (%)	2.8 (H18)	うち公営企業債現在高(百万円)	5,345 (H18)
		積立金現在高(百万円)	735 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。
 なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものを採用するものとする（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力指数1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）。

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨 該当なし
〔合併期日：平成 年 月 日〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で要旨を記載すること。また、要旨については、別様としても差し支えないこと。

4 財政健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	平泉町財政健全化計画
計 画 期 間	平成19年度～平成23年度
既存計画との関係	平泉町集中改革プラン、平泉町公債費負担適正化計画
公表の方法等	広報やHPで公表、議会の特別委員会等で説明（12月定例会）
基本方針	「当面の自立」で町政運営を進めるため、「協働によるまちづくりの推進」や「時代に即応した行政体制の確立」、「自立可能な財政構造の構築」を柱とする新しい「平泉町行政改革大綱」と「平泉町集中改革プラン」に基づき策定。また、「平泉町公債費負担適正化計画」に基づき平成24年度までに実質公債費比率を18%未満にすることを目的に策定。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。